

教育行政執行方針【要旨】

基本目標

基本目標を「町の将来を支える心豊かな人づくり」と設定し、この基本目標を目指して、新ひだか町における教育の一層の振興・充実を図るため、施策を推進します。

学校教育

① 未来に生きる力の育成



◎主体的・対話的で深い学びの推進

児童生徒が未来社会を生きていく上で必要な資質・能力を身に付けていくため、「新ひだか町学びのスタンダード」を基本に、一人一台のタブレット端末をはじめとする

ICT機器やデジタル教科書を活用した学習指導などを通して、「主体的・対話的で深い学び」を推進します。

また、ふるさとへの愛着と誇りを育み、将来の町の担い手としての力と、地域の人材や教育資源の活用による体験的な深い学びのある「ふるさと教育」を推進します。

◎家庭学習と

補充的学習の充実

一人一台のタブレット端末の積極的な活用、「家庭学習のすすめ・手引」の配付や「家庭学習強化週間」の設定、放課後や長期休業中の補充的学習などを学校、家庭および関係機関との連携により地域ぐるみで取り組みを進めます。

◎外国語（英語）

教育の充実

小・中連携による研修会の



高野 卓也 教育長

開催や外国語指導助手（ALT）の活用、小学校外国語専科指導非常勤講師の配置を通して、教員の指導力の向上と学習活動の改善・充実に努めます。

② 豊かな心と健やかな体の育成



◎「特別の教科 道徳」（道徳科）の充実

家庭や地域と連携した体験的な学習活動や「特別の教科 道徳」における考え議論する授業の実践が行われるように努めます。

◎望ましい

家庭生活習慣の確立

「早寝・早起き・朝ご飯運動」を継続して推進し、スマートフォンやテレビ、ゲームな

芸術文化活動

文化団体などとの連携を図り、多様な芸術文化活動の支援と芸術鑑賞機会の充実に努め、「総合町民センターはまなす」の利用促進や各世代の町民が芸術文化に触れる機会の拡充に努めます。

読書環境・読書活動

町民の知的ニーズに応えるため、本館・分館ともに関係機関との協力のもと、計画的な蔵書収集に努めます。

また、幅広い世代の学習活動を支援するため、ブックスタート事業をはじめ、各世代に向けた多様な事業を実施するとともに、インターネットなども活用した広報活動を充実し、図書館利用の活性化に努めます。

文化財保護・博物館活動

先人が遺した郷土資料を後

どの適切かつ節度ある利用の徹底などを通して望ましい家庭生活習慣の確立に努めます。

◎体力・運動能力

向上の取組の充実

新体力テストや体育の授業、体育的行事の改善を進め、「体力向上プラン」による「1校1実践」の取り組みを支援するとともに、町のスポーツ大会などへの参加を促します。

◎特別支援教育の充実

合理的配慮のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が行われるよう、特別支援教育支援員の適切な配置などにより、個別の指導計画や教育支援計画に基づいた指導の充実に努めます。

◎健康安全教育の充実

健康安全に関する諸計画および新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づく健康教育の実施と関係機関・団体との連携による交通安全教育や防犯・防災教育を推進します。

また、安心・安全な学校給

食の提供を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。

◎いじめ、不登校および児童虐待などへの取組の充実

「いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止と早期発見・早期解消のため、組織的かつ迅速な対応に努めます。

また、不登校の未然防止や解消のため、(仮称)「新ひだか町学校適応指導教室」設置に向けた調査研究事業を実施し、相談・支援体制の充実を目指します。

さらに、児童虐待の解消のため、学校が児童生徒の様子などからサインを敏感に察知し、子どもの命を守ることを最優先として組織的に対応します。

③ 学校力・教師力の向上



◎学校組織の活性化

校長がリーダーシップを発揮して学校経営に当たり、教職員がチームとして力を発揮

できるよう学校組織マネジメントの確立を促します。

◎学校と地域との

連携の推進

学校が地域と一体となつて、児童生徒の学びや成長を支援する取り組みを推進するため「学校運営協議会」を機能させ、学校間連携を充実し、地域に開かれ地域とともにある学校づくりを推進します。

④ 教育環境の整備・充実



◎学校における働き方改革の推進

「一斉配信メール」の運用を継続するとともに、「北海道公立学校校務支援システム」の運用による事務の効率化を進めます。

◎教育委員会による

支援の充実

入学前の予約申し込みが可能な給付型奨学金制度を継続し、通学費助成および通学バスの運行などの修学支援を引き続き実施します。

また、就学援助制度を継続

し、新たな支給項目を加え、制度の拡充を図ります。

◎小・中学校の

再編整備の推進

「新ひだか町立学校再編整備計画」に基づき、町民のご理解をいただきながら、小・中学校の再編整備を計画的に推進します。

社会教育活動

町民一人ひとりが生涯を通して心豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、自然・社会・文化体験などの多様な生涯学習事業の推進と、主体的な学びを支援するICTを活用した事業の開発と充実に努めます。

公民館は、社会教育活動の拠点として、各種活動団体の情報を発信し、団体活動の活性化を促進します。

また、学校と地域住民などとの連携・協働体制づくりが円滑に進められるようにするため、生涯学習人材バンク制度などを活用したコーディネート機能の発揮に努めます。

世に伝えるため、保存と管理を適切に行い、学校の「ふるさと教育」への支援を行うなど、子どもから大人まで町民が親しみながら郷土の姿を学べる機会の提供に努めます。

また、文化財の保護・保存については、国指定史跡「シベチャリ川流域チャシ跡群」について保存管理計画に基づき、引き続き関係団体と連携し、計画的で適切な保存管理に努めます。

スポーツ振興

健康づくり事業やスポーツ教室などを開催し、各年代に応じたスポーツ活動の機会の提供に努めます。

また、スポーツ人口の拡大を図るため関係団体と連携し、スポーツ団体の育成や各種大会の開催などの支援に努めます。

さらに、町民が安全・快適に利用できるスポーツ環境づくりを進めるため、各種体育施設の計画的な整備や適切な管理運営に努めます。

ライディングヒルズ静内は、将来を担う子どもたちや町民の誰もが気軽に馬と触れ合え乗馬ができる教育施設として、広い視野に立つて施設の有効活用の在り方を検討するとともに、利用者などのニーズを捉えた運営と乗馬普及事業などの充実に努めます。

むすび

本町の将来を担う子どもたちが、ふるさとに愛着と誇りを持ち未来に向かってたくましく成長していくことができるよう、また、町民一人ひとりが生涯を通じて心豊かに学ぶことができるよう、関係機関・団体などとの連携を図り、本町における教育の一層の振興・充実のため、教育施策の推進に全力で取り組んでまいります。



教育行政執行方針の全文は、ホームページをご覧ください。